◎新潟県告示第1165号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年10月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　起業者の名称

十日町市

２　事業の種類

十日町市松代ファミリースキー場駐車場及びソリ乗り場整備事業並びにパトロールハウス移築工事

３　起業地

(1) 収用の部分

十日町市松代字船渡地内

(2) 使用の部分

なし

４　事業の認定をした理由

(1) 法第20条第１号の要件への適合性

十日町市松代ファミリースキー場駐車場及びソリ乗り場整備事業並びにパトロールハウス移築工事（以下「本件事業」という。）のうち、「十日町市松代ファミリースキー場駐車場及びソリ乗り場整備事業」（以下「本体事業」という。）は、法第３条第32号に該当する。また、本体事業の施行に伴い必要となる「パトロールハウス移築工事」（以下「関連事業」という。）も、法第３条第32号に該当する。

以上のことから、本件事業は法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第２号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な予算について予算計上していることから、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第３号の要件への適合性

ア　得られる公共の利益

十日町市では「スポーツ振興基本計画」を策定し、身近なスポーツ環境の整備を推進している。本市は豪雪地帯であり、冬のスポーツ、レクリエーション活動の場として、スキー場が多くの市民に利用されている。

その中でも、十日町市松代ファミリースキー場（以下「本スキー場」という。）は、親子連れに最適な初心者コースやソリ乗り場を備えているほか、ナイター施設も完備していることから、シーズンを通して市内外のスキー客に利用されている。

本スキー場の駐車場は、第１駐車場と第２駐車場に分かれており、第２駐車場は本スキー場のゲレンデから100メートル以上離れているため、子ども連れのスキー客等が第２駐車場を利用する場合に、一時的に第１駐車場敷地内でスキー用具等の上げ下ろしを行う様子が見受けられる。満車の駐車場では死角が生じ、事故の発生が懸念されていることから、安全確保のための定期的な巡回が実施されている。

また、本スキー場のゲレンデには子ども用のソリ乗り場が隣接しており、スキーヤーと子どもの接触事故の危険があるため、子どもたちが安全に遊べるよう常に注視する必要が生じている。

本体事業の実施により、本スキー場に隣接する第１駐車場が満車の場合に、離れた第２駐車場を利用せざるを得なかったスキー客も、スキー場に隣接した場所に駐車できるとともに、スキーヤーがソリ乗りの子どもたちとの接触を気にせずに滑走することができ、子どもたちもソリ乗りの安全が増すことから、本スキー場の安全性及び公共施設としての利便性を高めることが可能となる。これらは、本市が推進する「スポーツ振興基本計画」に定める施策に沿った公共性の高い事業であり、県内外からのスキー客の誘致や観光面での効果も期待されている。

さらに、本体事業の施行に伴う関連事業は、既設の第１駐車場と新設の駐車場の一体整備を可能にし、駐車場の機能の充実を図るために施行されるものであり、本スキー場利用者へのサービス向上に寄与するものと認められる。

以上のことから、本件事業の公益に資するところは大きいものと考えられる。

本件事業の施行により懸念される騒音や排気ガス等については、起業地と人家は離れており、隣接地も原野であることから、周辺への影響は少ないと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ　失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを十日町市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

ウ　事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、本スキー場との位置関係、面積、工事費及び駐車場の除雪経費を考慮し候補地３箇所を比較検討した結果、既設の第１駐車場及び新設の駐車場、また、本スキー場及び新設のソリ乗り場を、それぞれ一体的に管理運営することが可能であることから、本スキー場の隣接地である本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第３号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第４号の要件への適合性

ア　事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、第２駐車場が本スキー場のゲレンデから離れているため、駐車場が遠いとの苦情が出ていること、また、第１駐車場敷地内で第２駐車場利用者がスキー用具等の上げ下ろしを行う際の事故、ゲレンデでのスキーヤーとソリ乗りの子どもとの接触事故等の発生する危険があることから、市として早急に対策を講じ、本スキー場の安全安心のサービスを提供する必要があるとしている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第４号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

十日町市松代支所